



HPはこちら

# 東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合  
発責 組織情宣部  
2023年11月6日 No.677

**「融合と連携」による働き方だけが優先し、制度を逸脱することは認められない！**  
10月31日、申第2号「2023年3月ダイヤ改正における『その他時間』に関する申し入れ」の団体交渉開催

## ◆主な解明点◆

◎「その他時間」は「あらかじめ他の業務を行う場合に運用行路表に指定した時間とする」となっているが「あらかじめ」とはどの時期か。また「他の業務」とは何を示すのか？

➡運用行路表に示す時期は「ダイヤ改正時」である。列車の運行に直接関わらない業務を「その他時間」として指定する。作業が決まっているものと、作業がなくても指示する業務に従事する時間をあらかじめ運用行路表に指定する2つのパターンがある。

「他の業務」とは、ダイヤ改正プロジェクトや企画業務、駅業務、車内清掃など様々あるため、すべて列挙することはできない。

◎列車運行に直接関わらない業務であるにも関わらず「付加時間」として運用行路表に記載している支社、本部があるが、制度を逸脱しているのではないか？

➡輸送総合システム上「その他時間」と入力できないものは通達で「付加時間」と記載し、読み替えている。入力できる場合は「その他時間」で記載している。就業規則上でも読み替えることで問題ない。システムの改修は行っていく考えだが、いつからかは示せない。

◎運用行路表に「その他時間」の開始、終了時刻を明記しない支社、本部があるが、その理由は何か？

➡管理者が管理できる状況であれば業務指示を行えるため「記載しなくてもよい」という認識である。管理者が管理できない箇所や時間帯での業務、あらかじめ決められた作業ダイヤに従事する場合は「開始時刻」「終了時刻」を明記する。

◎一連の作業に要する時間として準備時間、整理時間、折り返し時間をモデル時間としているにも関わらず、作業も時間も分断し、途中で「その他時間」を行うことに対する見解は？

➡モデル時間は一つひとつの作業の流れの順に時間を付けられるものではないことから、作業単位の時間を明らかにすることはできない。準備時間においても途中で出入区時間など分断されていることから問題ない。

◎あらかじめ決められた作業があるにも関わらず、社員発信による業務を許可する理由は何か？

➡業務研究などの業務に関係するもののみである。自己啓発については、業務に関係するものならば許可する場合もあるが、ケースによる。主務職試験の学習などの自己啓発は許可しない。

◎枠外行路である短時間行路の「その他時間」との違いは何か？

➡6時間に満たない部分の調整のため「その他時間」を指定してあり、労働時間B（あらかじめ作業が計画されていない時間）と同じ扱いである。待機など列車の運行に直接関わる業務を指示する場合もある。この意義は提案時から変わるものではない。

経営側は「運用行路上の条件が整っていれば『その他時間』でシステムに入力できるが『付加時間』のままの支社もある。通達により読み替えて『その他時間』としている現場もあり、現場のやりやすいように取り扱っている」との考え方を示しました。

組合側は「システムに反映されないものは制度設計上、想定し得ないことであったのではないか」「人がルールとなり、制度から逸脱してしまうことや『その他時間』『付加時間』の違いで結果、賃金未払いが発生する恐れがある」と指摘するなど、団体交渉での認識の相違点を含め、乗務員運用行路表における「その他時間」の取り扱いについて、引き続き経営側と議論していきます。